

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
7	介護保険事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

松江市は、介護保険事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、その取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために十分な措置を行い、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

—

評価実施機関名

松江市長

公表日

令和7年1月30日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	介護保険事務
②事務の概要	介護保険法(平成9年法律第123号)に基づき、被保険者の資格管理、保険料の賦課及び減免、要介護認定及び保険給付を行う事務である。 1 被保険者に係る届出の受理、その届出に係る事実についての審査又はその届出に対する応答に関する事務 2 被保険者証又は認定証に関する事務(前項及び次項に掲げるものを除く。) 3 介護給付、予防給付又は市町村特別給付の支給に関する事務 4 要介護認定、要介護更新認定又は要介護状態区分変更認定の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務 5 要支援認定、要支援更新認定又は要支援状態区分変更認定の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務 6 介護給付等対象サービスの種類の指定の変更申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務 7 居宅介護サービス費等の額の特例又は介護予防サービス費等の額の特例の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務 8 保険料滞納者に係る支払方法の変更に関する事務 9 保険給付の支払の一時差止に関する事務 10 保険料を徴収する権利が消滅した場合の保険給付の特例に関する事務 11 保険料の徴収又は保険料の賦課に関する事務 ※ 3、4、5については、窓口や郵送の他にサービス検索・電子申請機能で申請を受領する。
③システムの名称	介護保険システム、中間サーバ、番号連携サーバ(団体内統合宛名システム)、国保連合会伝送通信システム
2. 特定個人情報ファイル名	
介護保険情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号法」という。) 別表の100の項 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第5号)第50条 松江市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例(平成27年松江市条例第53号)第4条別表第2の20の項

4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	<選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定 [実施する]
②法令上の根拠	【情報照会】 番号法第19条第8号 番号法第19条第8号に基づく主務省令（令和6年デジタル庁/総務省令第9号。以下「主務省令」という。）第2条の表131の項及び第133条 主務省令第2条の表132の項及び第134条 【情報提供】 番号法第19条第8号 番号法別表の26の項 主務省令第2条の表1の項及び第3条 主務省令第2条の表2の項及び第4条 主務省令第2条の表3の項及び第5条 主務省令第2条の表5の項及び第7条 主務省令第2条の表6の項及び第8条 主務省令第2条の表7の項及び第9条 主務省令第2条の表11の項及び第13条 主務省令第2条の表15の項及び第17条 主務省令第2条の表27の項及び第29条 主務省令第2条の表38の項及び第40条 主務省令第2条の表42の項及び第44条 主務省令第2条の表56の項及び第58条 主務省令第2条の表65の項及び第67条 主務省令第2条の表69の項及び第71条 主務省令第2条の表70の項及び第72条 主務省令第2条の表80の項及び第82条 主務省令第2条の表83の項及び第85条 主務省令第2条の表86の項及び第88条 主務省令第2条の表87の項及び第89条 主務省令第2条の表115の項及び第117条 主務省令第2条の表116の項及び第118条 主務省令第2条の表125の項及び第127条 主務省令第2条の表128の項及び第130条 主務省令第2条の表132の項及び第134条 主務省令第2条の表137の項及び第139条 主務省令第2条の表144の項及び第146条 主務省令第2条の表145の項及び第147条 主務省令第2条の表156の項及び第158条 主務省令第2条の表158の項及び第160条
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	健康福祉部 介護保険課
②所属長の役職名	課長

6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	郵便番号690-8540 松江市末次町86番地 松江市 総務部 総務課 電話番号0852-55-5555(代表)
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	郵便番号690-8540 松江市末次町86番地 松江市 政策部 デジタル戦略課 電話番号0852-55-5555(代表)
9. 規則第9条第2項の適用 []適用した	
適用した理由	

Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人が	[10万人以上30万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和6年12月4日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和6年12月4日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書及び重点項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書
2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。		
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) []提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) []接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 人手を介在させる作業		
[] 人手を介在させる作業はない		
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	マイナンバー利用事務におけるマイナンバー登録事務に係る横断的なガイドラインに従い、情報照会を行う際は、複数人での確認を行った上で上長による最終確認を経ることとしており、またその記録を残していることから、人為的ミスが発生するリスクへの対策は「十分である」と考えられる。	

9. 監査		
実施の有無	☐ 自己点検 ☒ 内部監査 ☐ 外部監査	
10. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	☐ 十分に行っている	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
11. 最も優先度が高いと考えられる対策 [☒] 全項目評価又は重点項目評価を実施する		
最も優先度が高いと考えられる対策	☐ <選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業者に対する教育・啓発	
当該対策は十分か【再掲】	☐	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠		

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和1年6月25日	I-5-②所属長の役職名	介護保険課長 遠田 悟	介護保険課長	事後	
令和1年6月25日	IV)リスク対策	—	(各項目追加)	事後	様式変更に伴う追加
令和2年10月2日	I-8連絡先	情報政策課	情報統計課	事後	
令和5年3月6日	I-1-②事務の概要	介護保険法(平成九年法律第百二十三号)に基づき、被保険者の資格管理、保険料の賦課及び減免、要介護認定及び保険給付を行う事務である。 1 被保険者に係る届出の受理、その届出に係る事実についての審査又はその届出に対する応答に関する事務 具体的には、以下の事務となる。 ・被保険者に係る届出の受理 ・届出に係る事実についての審査 ・届出に対する応答に関する事務 2 被保険者証又は認定証に関する事務(前号及び次号に掲げるものを除く。) 具体的には、以下の事務となる。 ・被保険者証に関する事務 ・認定証に関する事務 3 介護給付、予防給付、又は市町村特別給付の支給に関する事務 具体的には、以下の事務となる。 ・介護給付の支給に関する事務 ・予防給付の支給に関する事務 ・市町村特別給付の支給に関する事務	介護保険法(平成9年法律第123号)に基づき、被保険者の資格管理、保険料の賦課及び減免、要介護認定及び保険給付を行う事務である。 1 被保険者に係る届出の受理、その届出に係る事実についての審査又はその届出に対する応答に関する事務 2 被保険者証又は認定証に関する事務(前項及び次項に掲げるものを除く。) 3 介護給付、予防給付又は市町村特別給付の支給に関する事務	事前	
令和5年3月6日	I-1-②事務の概要	4 要介護認定、要介護更新認定又は要介護状態区分変更認定の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務 具体的には、以下の事務となる。 ・要介護認定の申請の受理 ・要介護更新認定の変更の認定の申請の受理 ・要介護状態区分の変更の認定の申請の受理 ・申請に係る事実についての審査に関する事務 5 要支援認定、要支援更新認定又は要支援状態区分変更認定の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務 具体的には、以下の事務となる。 ・要支援認定の申請の受理 ・要支援更新認定の変更の認定の申請の受理	4 要介護認定、要介護更新認定又は要介護状態区分変更認定の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務 5 要支援認定、要支援更新認定又は要支援状態区分変更認定の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務	事前	
令和5年3月6日	I-1-②事務の概要	6 介護給付等対象サービスの種類の指定の変更申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務 具体的には、以下の事務となる。 ・介護給付等対象サービスの種類の指定の変更申請の受理 ・申請に係る事実についての審査に関する事務 ・申請に対する応答の事務 7 居宅介護サービス費等の額の特例又は介護予防サービス費等の額の特例の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務 具体的には、以下の事務となる。 ・居宅介護サービス費等の額の特例の申請の受理 ・介護予防サービス費等の額の特例の申請の受理 ・申請に係る事実についての審査に関する事務 ・申請に対する応答の事務 8 保険料滞納者に係る支払方法の変更に関する事務 9 保険給付の支払の一時差止に関する事務 10 保険料を徴収する権利が消滅した場合の保険給付の特例に関する事務 11 保険料の徴収又は保険料の賦課に関する事務 具体的には、以下の事務となる。 ・保険料の徴収に関する事務	6 介護給付等対象サービスの種類の指定の変更申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務 7 居宅介護サービス費等の額の特例又は介護予防サービス費等の額の特例の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務 8 保険料滞納者に係る支払方法の変更に関する事務 9 保険給付の支払の一時差止に関する事務 10 保険料を徴収する権利が消滅した場合の保険給付の特例に関する事務 11 保険料の徴収又は保険料の賦課に関する事務 ※ 3、4、5については、窓口や郵送の他にサービス検索・電子申請機能で申請を受領する。	事前	
令和5年3月6日	I-1-③システムの名称	介護保険システム、中間サーバ、番号連携サーバ(団体内統合宛名システム)	介護保険システム、中間サーバ、番号連携サーバ(団体内統合宛名システム)、国保連合会伝送通信システム、サービス検索・電子申請機能	事前	
令和5年3月6日	I-3法令上の根拠	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成二十五年五月三十一日法律第二十七号)(以下「番号法」という。) 別表第一の68項 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(平成二十六年九月十日内閣府・総務省令第五号)第50条	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号法」という。) 別表第一の68の項 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第5号)第50条 松江市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例(平成27年松江市条例第53号)第4条	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和5年3月6日	I-4-②法令上の根拠	【情報照会】 番号法 番号法別表第二の93項、番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第46条 番号法別表第二の94項、番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第47条 【情報提供】 番号法別表第二の1項 番号法別表第二の2項、番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第2条 番号法別表第二の3項、番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第3条 番号法別表第二の4項 番号法別表第二の5項、番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第5条 番号法別表第二の6項、番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第6条 番号法別表第二の17項 番号法別表第二の22項、番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第15条	【情報照会】 番号法第19条第8号 別表第二の93の項、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令（平成26年内閣府・総務省令第7号。以下「別表第二主務省令」という。）第46条 別表第二の94の項、別表第二主務省令第47条 【情報提供】 番号法第19条第8号 別表第二の1の項、別表第二主務省令第1条 別表第二の2の項、別表第二主務省令第2条 別表第二の3の項、別表第二主務省令第3条 別表第二の4の項、別表第二主務省令第4条 別表第二の5の項、別表第二主務省令第5条 別表第二の6の項、別表第二主務省令第6条 別表第二の8の項、別表第二主務省令第7条 別表第二の11の項、別表第二主務省令第10条 別表第二の17の項、別表第二主務省令第12条の3 別表第二の22の項、別表第二主務省令第15条	事後	
令和5年3月6日	I-4-②法令上の根拠	番号法別表第二の26項、番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第19条 番号法別表第二の30項 番号法別表第二の33項 番号法別表第二の39項 番号法別表第二の42項、番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第25条 番号法別表第二の43項、番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第25条の2 番号法別表第二の56項の2、番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第30条 番号法別表第二の58項 番号法別表第二の61項、番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第32条 番号法別表第二の62項、番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第33条 番号法別表第二の80項、番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第43条	別表第二の26の項、別表第二主務省令第19条 別表第二の30の項 別表第二の33の項、別表第二主務省令第22条の2 別表第二の39の項、別表第二主務省令第24条の2 別表第二の42の項、別表第二主務省令第25条 別表第二の43の項、別表第二主務省令第25条の2 別表第二の56の2の項、別表第二主務省令第30条 別表第二の58の項、別表第二主務省令第31条の2の2 別表第二の61の項、別表第二主務省令第32条 別表第二の62の項、別表第二主務省令第33条 別表第二の80の項、別表第二主務省令第43条	事後	
令和5年3月6日	I-4-②法令上の根拠	番号法別表第二の81項、番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第43条の2 番号法別表第二の87項、番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第44条 番号法別表第二の90項 番号法別表第二の94項、番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第47条 番号法別表第二の95項 番号法別表第二の97項、番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第49条 番号法別表第二の109項、番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第55条の2	別表第二の81の項、別表第二主務省令第43条の2 別表第二の83の項 別表第二の87の項、別表第二主務省令第44条 別表第二の90の項、別表第二主務省令第44条の4 別表第二の94の項、別表第二主務省令第47条 別表第二の95の項 別表第二の97の項、別表第二主務省令第49条 別表第二の108の項、別表第二主務省令第55条 別表第二の109の項、別表第二主務省令第55条の2 別表第二の117の項、別表第二主務省令第59条	事後	
令和5年3月6日	I-5-①部署	島根県松江市健康部介護保険課	健康福祉部介護保険課	事後	
令和5年3月6日	I-5-②所属長の役職名	介護保険課長	課長	事後	
令和5年3月6日	I-7請求先	郵便番号690-0876 島根県松江市末次町86番地 松江市役所 総務部総務課 電話番号0852-55-5555（代表）	郵便番号690-8540 松江市末次町86番地 松江市 総務部 総務課 電話番号0852-55-5555（代表）	事後	
令和5年3月6日	I-8連絡先	郵便番号690-0876 島根県松江市末次町86番地 松江市役所 政策部情報政策課 電話番号0852-55-5555（代表）	郵便番号690-8540 松江市末次町86番地 松江市 政策部 デジタル戦略課 電話番号0852-55-5555（代表）	事後	
令和5年3月6日	Ⅱ-1いつ時点の計数か	令和1年6月25日 時点	令和5年1月10日 時点	事後	
令和5年3月6日	Ⅱ-2いつ時点の計数か	令和1年6月25日 時点	令和5年1月10日 時点	事後	
令和5年3月6日	Ⅳ-8実施の有無	[]自己点検 [○]内部監査 []外部監査	[○]自己点検 [○]内部監査 []外部監査	事後	
令和7年1月30日	I-3.個人番号の利用	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「番号法」という。）別表第一の68の項	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「番号法」という。）別表の100の項	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和7年1月30日	I-4.情報提供ネットワークシステムによる情報連携	【情報照会】 番号法第19条第8号 別表第二の93の項、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令（平成26年内閣府・総務省令第7号。以下「別表第二主務省令」という。）第46条 別表第二の94の項、別表第二主務省令第47条 【情報提供】 番号法第19条第8号 別表第二の1の項、別表第二主務省令第1条 別表第二の2の項、別表第二主務省令第2条 別表第二の3の項、別表第二主務省令第3条 別表第二の4の項、別表第二主務省令第4条 別表第二の5の項、別表第二主務省令第5条 別表第二の6の項、別表第二主務省令第6条 別表第二の8の項、別表第二主務省令第7条 別表第二の11の項、別表第二主務省令第10条 別表第二の17の項、別表第二主務省令第12条の3 別表第二の22の項、別表第二主務省令第15条 別表第二の26の項、別表第二主務省令第19条 別表第二の30の項 別表第二の33の項、別表第二主務省令第22条の2 別表第二の39の項、別表第二主務省令第24条の2 別表第二の42の項、別表第二主務省令第25条 別表第二の43の項、別表第二主務省令第25条の2 別表第二の56の2の項、別表第二主務省令第	【情報照会】 番号法第19条第8号 番号法第19条第8号に基づく主務省令（令和6年デジタル庁/総務省令第9号。以下「主務省令」という。）第2条の表131の項及び第133条 主務省令第2条の表132の項及び第134条 【情報提供】 番号法第19条第8号 番号法別表の26の項 主務省令第2条の表1の項及び第3条 主務省令第2条の表2の項及び第4条 主務省令第2条の表3の項及び第5条 主務省令第2条の表5の項及び第7条 主務省令第2条の表6の項及び第8条 主務省令第2条の表7の項及び第9条 主務省令第2条の表11の項及び第13条 主務省令第2条の表15の項及び第17条 主務省令第2条の表27の項及び第29条 主務省令第2条の表38の項及び第40条 主務省令第2条の表42の項及び第44条 主務省令第2条の表56の項及び第58条 主務省令第2条の表65の項及び第67条 主務省令第2条の表69の項及び第71条 主務省令第2条の表70の項及び第72条 主務省令第2条の表80の項及び第82条 主務省令第2条の表83の項及び第85条 主務省令第2条の表86の項及び第88条 主務省令第2条の表87の項及び第89条 主務省令第2条の表115の項及び第117条 主務省令第2条の表116の項及び第118条 主務省令第2条の表125の項及び第127条 主務省令第2条の表128の項及び第130条 主務省令第2条の表132の項及び第134条 主務省令第2条の表137の項及び第139条 主務省令第2条の表144の項及び第146条 主務省令第2条の表145の項及び第147条 主務省令第2条の表156の項及び第158条	事後	